



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目 次 (*については県例規集掲載事項)

○ 規則

- *11 和歌山県障害者支援施設設備及び管理条例施行規則 (障害福祉課)
- *12 和歌山県子ども・障害者相談センター管理規則の一部を改正する規則 (")
- *13 和歌山県流域下水道条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (生活排水課)
- 教育委員会規則
- *2 市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- *3 市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- *4 教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- *5 市町村立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
- *6 市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- *7 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料の特例に

関する規則の一部を改正する規則

○ 公営企業管理規程

- *1 和歌山県営工業用水道事業条例施行規程の一部を改正する規程

規 則

和歌山県規則第11号

和歌山県障害者支援施設設置及び管理条例施行規則を次のように定める。

平成20年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県障害者支援施設設置及び管理条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、和歌山県障害者支援施設設置及び管理条例(平成20年和歌山県条例第15号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入所定員)

第2条 県が設置する障害者支援施設(以下「支援施設」という。)の入所定員は、次のとおりとする。

名 称	入 所 定 員
和歌山県立中紀福祉センター由良あかつき園	150人
和歌山県立中紀福祉センター由良みのり園	50人

(行為の禁止等)

第3条 支援施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 支援施設の施設及び設備を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 指定された場所以外の場所へ車両等を持ち入れ、又は留め置くこと。
- (3) 指定された場所以外の場所にごみ、空き缶その他の汚物を投棄し、又は放置すること。
- (4) 善良な風俗を乱し、又は支援施設を利用する者(以下「利用者」という。)及び周辺住民に著しく迷惑をかけること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、支援施設の利用を妨げる行為をすること。

2 条例第4条に規定する指定管理者(支援施設の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。以

下この項、次条及び第6条第1項において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、利用を拒否し、又は支援施設からの退去を命ずることができる。

- (1) 善良な風俗を乱すと認められる者又は他人に危害を加え、若しくは迷惑になる行為をする者
- (2) 正当な理由がなく、鉄砲、刀剣の類又は爆発物その他の危険物を所持している者
- (3) 騒じょう又は示威にわたる行為をする者
- (4) 指定管理者の指定に従わない者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、支援施設の管理上支障があると認められる者 (支援施設の損傷等の届出等)

第4条 利用者は、支援施設の施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(損害賠償義務)

第5条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失により支援施設の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(原状回復)

第6条 利用者は、支援施設の利用を終了したとき又は条例第11条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、速やかにこれを原状に復さなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(指定の申請)

第7条 条例第7条の申請書の様式は、障害者支援施設指定管理者指定申請書(別記様式)によるものとする。

2 条例第7条の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 支援施設の運営管理に関する収支予算書
- (2) 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (3) 財産目録、貸借対照表、事業報告書及び損益計算書又はこれらに準ずる書類
- (4) 団体の事業計画書及び収支予算書

(5) 役員の名簿及び履歴を記載した書類

(6) 団体の概要を記載した書類

(7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、当該取り消された日から起算して30日以内に当該取り消された日の前日までの事業報告書を提出しなければならない。

(1) 支援施設の管理業務の実施状況及び利用状況

(2) 利用料金の収入の実績

(3) 支援施設の管理に係る経費の収支状況

(4) 前3号に定めるもののほか、指定管理者による支援施設の管理の実態を把握するために必要なものとして別に定める事項

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、支援施設の管理に関し必要な事項は、知事又は知事の承認を受けて指定管理者が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 和歌山県知的障害者援護施設設置及び管理条例施行規則(平成17年和歌山県規則第92号)の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名 称	入 所 定 員
和歌山県立中紀福祉センター南紀あけぼの園	50人
和歌山県立古座あさかぜ園	70人

別記様式(第7条関係)

障害者支援施設指定管理者指定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

和歌山県障害者支援施設設置及び管理条例第7条の規定により、下記障害者支援施設の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

記

(施設名)

和歌山県規則第12号

和歌山県子ども・障害者相談センター管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県子ども・障害者相談センター管理規則の一部を改正する規則

和歌山県子ども・障害者相談センター管理規則（平成7年和歌山県規則第74号）の一部を次のように改正する。

目次を削る。

「第1章 総則」を削る。

第2条第1項中「第22条」を「第4条」に改める。

第3条第1項中「（以下「休所日」という。）」を削り、同項第3号を次のように改める。

（3）12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

第3条第1項第4号を削る。

第4条を削る。

第2章を削る。

「第3章 施設の使用」を削る。

第19条中「所長」を「和歌山県子ども・障害者相談センター所長（以下「所長」という。）」に改め、第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を削り、同条を第4条とする。

第20条中「（宿泊施設を除く。）」を削り、同条を第5条とする。

第21条第1項第1号を次のように改める。

（1）12月29日から翌年の1月3日までの日

第21条第1項第2号及び第3号を削り、同項第4号中「前各号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とし、同条第2項中「前項第1号から第3号まで」を「前項第1号」に改め、同条を第6条とする。

第6条の次に次の1号を加える。

（温水プールの開設期間）

第7条 施設のうち、温水プールの開設期間は、毎年6月1日から9月30日までとする。ただし、所長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

第22条第1項中「施設を使用しようとする者」の次に「（以下「使用申請者」という。）」を加え、「別記第5号様式による和歌山県子ども・障害者相談センター施設使用申込書（以下「使用申込書」という。）」を「和歌山県子ども・障害者相談センター施設使用申請書（別記第1号様式）」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の申請書は、施設を使用しようとする期間の初日の3月前から3日前までの間に提出しなければならない。ただし、特別な理由がある場合はこの限りでない。

第22条に次の2項を加える。

4 所長は、第1項の承認をしたときは和歌山県子ども・障害者相談センター施設使用承認書（別記第2号様式）を使用申請者に交付するものとする。

5 第1項の承認を受けた使用申請者は、承認を受けた事項について変更が生じた場合は、遅滞なくその旨を所長に報告し、変更する事項についてその承認を受けなければならない。

第22条を第8条とする。

第23条及び第24条を削る。

第25条第4号中「相談センター」を「その他相談センター」に改め、同条を第9条とする。

第26条を削る。

第27条第1項第1号中「係員」を「相談センターの職員（以下「職員」という。）」に改め、同項に次の1号を加える。

（5）その他相談センターの管理及び運営上支障があると認められるとき。

第27条を第10条とし、第28条を第11条とする。

第29条第1項中「係員」を「職員」に、「復し、係員の検査を受けなければならない」を「復さなければならない」に改め、同条第2項中「第30条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条を第12条とする。

第30条の見出し中「義務」を「遵守事項」に改め、同条中「係員」を「職員」に改め、同条第2号を次のように改める。

（2）施設及び施設の設定等の現状を変更しないこと。

第30条を第13条とし、第31条を第14条とする。

「第4章 雑則」を削る。

第32条を第15条とする。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 8 条関係)

和歌山県子ども・障害者相談センター施設使用申請書		
和歌山県子ども・障害者相談センター所長 様		年 月 日
住所 (〒 -)		
使用団体名		
代表者名		
電話番号 ()		
ファクシ番号 ()		
メールアドレス		
申込者名		
使用日時	使用予定人数	
年 月 日 (曜日) 時 分～ 時 分	人	
年 月 日 (曜日) 時 分～ 時 分	人	
年 月 日 (曜日) 時 分～ 時 分	人	
年 月 日 (曜日) 時 分～ 時 分	人	
年 月 日 (曜日) 時 分～ 時 分	人	
使用施設 (番号に○印を記入してください。)	自動車で来所の 場合の予定台数	
1 体育館	2 体育館会議室	台
3 温水プール	4 多目的ホール (本館 3 階)	
5 会議室 (本館 1 階)	6 運動場	
使用目的		
受付年月日	受付者名	備考

別記第 2 号様式 (第 8 条関係)

和歌山県子ども・障害者相談センター施設使用承認書

年 月 日

様

和歌山県子ども・障害者相談センター所長 印

年 月 日付けで申請のあった和歌山県子ども・障害者相談センターの施設使用については、次のとおり承認します。

使 用 日 時		使用予定人数
年 月 日 (曜日)	時 分～ 時 分	人
年 月 日 (曜日)	時 分～ 時 分	人
年 月 日 (曜日)	時 分～ 時 分	人
年 月 日 (曜日)	時 分～ 時 分	人
年 月 日 (曜日)	時 分～ 時 分	人
使用施設		
使用目的		
使用の条件		
注意事項	1 管理規則及びこれに基づく職員の指示に従うこと。 2 承認された使用目的以外の用途に使用しないこと。 3 承認に基づく権利を他人に譲渡又は転貸しないこと。 4 施設使用後は直ちに設備等を原状に復すること。	

別記第3号様式から別記第6号様式までを削る。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

和歌山県規則第13号

和歌山県流域下水道条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成20年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県流域下水道条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

和歌山県流域下水道条例の一部を改正する条例（平成20年和歌山県条例第20号）の施行期日は、平成20年12月1日とする。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第2号

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月24日

和歌山県教育委員会委員長 樫 畑 直 尚

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「翌月」の次に「（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）」を加え、「この場合において」を削る。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第3号

市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月24日

和歌山県教育委員会委員長 樫 畑 直 尚

市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「2,760円」を「2,780円」に改める。

別表第1小学校の表西牟婁郡の項中「玉伝小学校」を削る。

別表第1の2小学校の表海草郡の項を削る。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第4号

教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月24日

和歌山県教育委員会委員長 樫 畑 直 尚

教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「2,760円」を「2,780円」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第5号

市町村立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月24日

和歌山県教育委員会委員長 樫 畑 直 尚

市町村立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和51年和歌山県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の項中「5,000」を「5,200」に、「5,400」を「5,700」に改め、同表備考第1項中「5,400円」を「5,600円」に改める。

別表第2 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の項中「5,000」を「5,200」に改め、同表備考第1項及び第2項中「5,400円」を「5,600円」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第6号

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月24日

和歌山県教育委員会委員長 樫 畑 直 尚

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第23条第5項を削る。

第24条第4項を次のように改める。

4 小学校、中学校等教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表の職務の級3級又は4級から職員を降格させた場合における当該降格後の号給に関しては、給与条例別

表第1の備考又は給与条例別表第2の備考の規定の適用がないものとして第1項の規定を適用するものとする。

別表第6のアの表中「2級3号給」を「2級7号給」に、「1級11号給」を「1級15号給」に、「1級1号給」を「1級5号給」に改める。

別表第6のイの表中「1級11号給」を「1級15号給」に、「1級1号給」を「1級5号給」に改める。

別表第6のウの表中「1級11号給」を「1級15号給」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第7号

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月24日

和歌山県教育委員会委員長 樫 畑 直 尚

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料の特例に関する規則の一部を改正する規則

第1条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料の特例に関する規則（平成19年和歌山県教育委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「193,700円」を「195,900円」に、「164,300円」を「166,300円」に改め、同条第2項中「193,700円」を「195,900円」に、「164,300円」を「166,300円」に改める。

第2条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料の特例に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第2項中「166,300円」を「174,700円」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料の特例に関する規則の規定は、平成19年10月1日から適用する。

公営企業管理規程

和歌山県公営企業管理規程第1号

和歌山県営工業用水道事業条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県営工業用水道事業条例施行規程の一部を改正する規程

和歌山県営工業用水道事業条例施行規程（昭和42年和歌山県公営企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「申し出する」を「申し出る」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 条例第7条第1項本文又は第2項の規定により、県が給水装置工事の施行を行い、又は知事が給水装置の修繕その他必要な処置をする場合において、使用者がその費用の全部又は一部を負担するときは、知事は、施行を要する工事及び当該修繕その他必要な処置に係る設計書を作成し、当該使用者と協議して、その承諾を求め施行するものとする。設計変更を要する場合も、また同様とする。

第5条第3項中「給水装置工事に要する」を「使用者の負担する」に、「前項の設計書による設計額」を「当該費用」に改める。

第5条の次に次の1条を加える。

（配水施設の工事等）

第5条の2 知事は、条例第7条の2第2項の規定により、配水施設工事に要する費用の全部又は一部を工業用水の給水を受ける者等（以下この条において「受水者等」という。）に負担させるときは、施行を要する工事の設計書を作成し、受水者等と協議して、その承諾を求め施行するものとする。設計変更を要する場合も、また同様とする。

2 受水者等の負担する費用については、当該費用の2分の1以上を予納金として工事着手前に、工事完了後15日以内に清算額と予納金との差額をそれぞれ知事の指定する期日までに納めなければならない。

第6条の次に次の1条を加える。

（配水施設の帰属）

第6条の2 条例第7条の2の規定により設置した配水施設は、県有財産とする。

別記第7号様式中「管末装置」を「管末装置（量水器から流末の部分をいう。）」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。